愛知県消費者行政推進計画~平成24年度進捗状況(概要)~

目標1 消費者被害の救済・未然防止の強化

- ○消費生活相談員の体制を強化するとともに、専門知識の向上を図る。
- ○潜在的な消費者被害を発見し、相談窓口へ誘導するなどの積極的な対策に取り組む。
- ○不当な取引行為や不適正な広告表示などを繰り返す悪質事業者に対しては、迅速な指導や 厳正な処分、また、近隣県と連携した取組などの対策を講じ、被害の防止に努める

【平成24年度の取組実績】

- ◆県の消費生活相談体制の強化
 - ・相談業務の継続性を確保し、対応の充実を図るため、月額(週4日勤務)相談員26名 体制を維持
- ◆市町村の相談体制強化に向けた支援
 - ・市町村の消費生活相談体制の充実・強化の働きかけ平成24年度から全市町村で相談窓口設置、平成24年度末に県内2地区で連携協定が締結(平成25年度から消費生活相談窓口の相互利用開始)
 - ・市町村の消費生活相談員をサポートする「消費生活相談アドバイザー」を各県民生活 プラザに配置(計9名)し、積極的活用を働きかけ
 - ・多重債務相談員研修の実施 年2回(4日間) 計177名参加
- ◆被害防止のための関係機関との連携
 - ・消費者被害の早期発見と相談窓口への誘導を行う「消費生活相談サポーター」819名に 対し、ウェブサイト、メールによる情報提供、啓発資材の提供による活動支援の実施
- ◆被害の防止に向けた事業者指導等
 - ・10都県との合同調査を実施
- ◆悪質事業者に対する厳正な処分
 - ・1事業者に対する業務停止命令処分を実施
- ◆近隣県との広域連携による悪質事業者対策
 - ・東海4県で合同処分を実施 1件(平成24年9月)、このほか東海4県及び名古屋市で 合同指導を実施 8件
 - ・平成24年7月「東海4県広告表示等適正化推進会議」を設置し、会議を開催(7月、11月)

【平成25年度の取組予定】

- ・市町村に対し、地域の実情に応じた消費生活相談体制の充実・強化を引き続き働きかける。 (週4日以上の相談窓口の開設又は周辺市町村との共同運営等)
- ・これまで養成した消費生活相談サポーターを対象にしたフォローアップ研修の実施及び 追加新規養成を行う。

目標2 主体性のある消費者の育成

- ○主体性のある消費者を育成するため、消費者教育の充実を図るとともに、多様な情報 提供を行っていく。
- ○消費生活と密接な関係にある環境問題については、温室効果ガス排出量削減やごみ 減量化への対策、環境学習の推進等に取り組み、持続可能な社会の構築を目指す。

【平成24年度の取組実績】

- ◆消費者教育の推進
 - ・啓発紙等を活用した授業が実践されるよう支援する「消費者教育モデル校」の選定 3校(三谷水産高等学校、東海商業高等学校・西春高等学校)
 - ・消費者教育用ビデオ・DVDを学校等に貸出し 78本
 - ・高齢者向け、若者向け消費生活講座の実施 計43回 参加者数6,474人
- ◆消費生活に関する多様な情報発信
 - ・テレビや県ウェブページ、ラジオにおいて消費生活情報の提供を行った他、新聞折込 広告、交通広告、啓発イベントを通じて、高齢者向けの啓発を集中的に実施
 - ・「消費生活情報-あいち暮らしWEB」を制作し、平成25年3月から公開
 - ・「愛知県介護サービス情報公表システム」において事業所の選択に必要な情報を提供 アクセス数 113,570件
- ◆消費者被害の拡大防止及び未然防止のための啓発
 - ・消費生活情報紙「あいち暮らしっく」若者向け特集号の発行 150,000部
 - ・広報テレビ番組 3回放送、FMラジオ番組 12回放送
- ◆消費者団体等の活動促進
 - ・消費者団体と連携した街頭キャンペーンの実施 6回
- ◆環境問題への対応
 - ・「エコモビリティライフ」推進表彰の創設・実施 3団体表彰、 「エコモビリティライフ県民のつどい2012」の開催 参加者数 約250名
 - ・体験型の環境学習講座の開催 44回
 - ・ストップ温暖化教室の実施 小学校高学年向け 参加者数 5,0 9 5 名 小学校中学年向け 参加者数 5,2 2 1 名
 - ・県内各地の小中学校から募集した水質パトロール隊よる調査活動の実施 参加者 1.539名

【平成25年度の取組予定】

- ・消費者教育モデル校の成果を活用し、効果的で実践的な消費者教育の研究を深めるため、 研究校を選定 3校(幸田高等学校、瀬戸窯業高等学校、鶴城丘高等学校)
- ・消費生活情報紙「あいち暮らしっく」 若者向け特集号の発行 150,000部 高齢者向け特集号の発行 140,000部
- 「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」の実施

目標3 消費生活の安全・安心の確保

- ○商品・サービスによる危害を防止するとともに、規格・表示等の適正化を図って、消費者の 安全確保と適正な選択が可能な基盤の整備を図る。
- ○特に、消費者の関心が高い食の安全・安心の確保については、生産、加工、流通・販売段階 における安全管理体制を総合的に推進する。
- ○商品・サービスに関して消費者の意見・要望を把握するとともに、その意見・要望等を事業 者団体や行政機関に提供し、事業活動や施策へ反映されるよう努める。

【平成24年度の取組実績】

- ◆食の安全・安心の確保
 - ◎食に関する総合的な安全対策の推進
 - ・食品の安全確保のため食品製造施設、大量調理施設への HACCP の導入推進 HACCP 導入 5 施設、HACCP 導入研修 29 施設、HACCP 実地研修 7 施設 $\times 2$ 回
 - ・農産物の安全確保のため、産地へのGAP手法の導入推進 導入組織・法人等数123
 - ◎監視・指導、検査体制の充実
 - ・衛生研究所に整備したゲルマニウム半導体検出器を用いて、食品中の放射性物質の検査の実施 施 検査件数 126件
 - ・と畜検査及び牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査の実施 検査頭数 牛2,449頭 馬8頭 豚33,047頭 検査率100%
 - ・配合飼料承認工場9か所全てに立入検査 栄養性検査、表示検査等を19件実施
 - ◎食品表示の適正化等
 - ・ JAS法による食品表示遵守状況調査を実施 小売業者 853店舗 食品製造業者 50店舗
 - ・食品表示ウォッチャー(140名)より、625店舗(延べ741店舗)について報告を受けた。
 - ◎食に関する情報提供
 - ・食育推進ボランティアの登録数 764名、食育推進ボランティアから食育を学んだ人数7.6万人
 - ・「あいちの農林水産フェア」の開催 入場者数 47,758人
 - ・子どもたちに、食に関する正しい知識と選択する能力を習得させるため、小中学校・特別 支援学校に栄養教諭を新たに25名配置(計182名)
- ◆商品・サービスの安全確保
 - ・電気用品販売店への立入検査の実施 147件(県15件、市町132件)
 - ・環境衛生施設(理容、美容、クリーニング等)に対する監視・指導の実施 5,756件
 - ・貸金業者に対する立入検査の実施 77件
 - ・消費生活用製品安全法の対象となる特定製品の販売事業者、特定保守製品取引業者に対し 立入検査を実施 延べ70件(実数41件)
 - ・宅地建物取引業者に対する立入検査の実施 169件

- ◆規格・計量・表示の適正化
 - ・計量器等の立入検査の実施 148,937件 中元期・年末年始期に商品量目立入検査の実施 3,733個
- ◆生活関連物資等の安定供給
 - ・消費生活モニターによる価格・需給動向の観察・通報 44件
- ◆消費生活における情報の収集
 - ・消費生活モニターに消費生活に関する調査及びアンケートを実施 調査 1回 アンケート 2回
- ◆情報収集に基づく事業活動等への反映
 - ・消費者懇談会を開催、事業者への働きかけを行った。 開催回数 2回

【平成25年度の取組予定】

- ・平成23年度に衛生研究所に導入したゲルマニウム半導体検出器を活用して、食品中の放射性 物質の検査を実施する。
- ・栄養教諭を新たに20名配置する。 栄養教諭の配置を段階的に拡大し、小中学校については中学校区(小学校3校、中学校1校 程度)に1名を、特別支援学校には1校1名を配置し、県内全域で食育を推進する。
- ・消費者・事業者懇談会の開催 2回

計画期間の折返し点となる平成24年度に、短期集中的に取り組む11施策の実施状況 の点検・見直しを行いました。

ほとんどの事業で目標を達成しましたが、今後も後退することのないよう、10施策については計画期間終了まで継続するとともに、その他の事業についても、一部、目標を追加・改正し、平成24年12月に推進計画の一部改定を行いました。

3つの目標を柱に構成する92の施策は、庁内各部局の広範にわたっていますが、 平成24年度については、概ね目標どおり事業が実施されており、平成25年度についても 同様の事業を実施する予定です。

今後も、年度毎に成果を把握し、消費者を取り巻く状況の変化や国の動向も見極めながら、 必要に応じ、推進計画の見直しを行っていきます。